

2019年度-2020年度
ILDP-Study Abroad Program(ILDP-SAP) in India
海外派遣学生募集要項

1. 研修プログラムの目的及び概要

本プログラムは、広島大学（以下「本学」という）学部生・大学院生が本学に在籍しながら、インドの4つの連携大学（IIT-D, IIT-B, IEST-S 及び BITS-P）にセメスター留学し、現地の学生と同じ授業の受講及び現地学生との交流を通じて、英語能力及び異文化理解能力の向上を目指します。また、留学期間中は、「国際課題」、「国・地域の課題」、「社会実装」、「スマートインフラ整備」、「新エネルギー」、「環境持続性」等のキーワードの下で個別に設定した調査研究課題に取組み、派遣先大学等での発表、帰国後のレポート作成及び報告会での成果報告を通じて、国際的に活躍できる人材として必要となる能力（グローバル・コア・コンピテンシー）を習得します。

※本派遣研修プログラムは、文部科学省が実施する「平成 29 年度大学の世界展開力強化事業（タイプ A・インド）」本学採択事業「先端技術を社会実装するイノベーション人材育成のための国際リンケージ型学位プログラム（以下「ILDP」という）」に基づき実施する学生交流プログラム「日印教育交流パッケージ」の Entry Course に位置付けられます。

2. 派遣先大学等、派遣期間及び募集人数について

- 1) 2020 年度は、本派遣研修プログラム全体で6名の学生派遣を計画しております。
- 2) 2019 年 4 月現在、本プログラムで派遣可能な大学等及び派遣期間は以下のとおりです。

国・地域	派遣先大学等名	派遣期間	派遣可能人数
インド	インド工科大学ボンベイ校 (IIT-B)	2020.1 – 2020.5 (2nd Semester)	各大学 最大 2 名
		2020.7 – 2020.12 (1st Semester)	
	インド工科大学デリー校 (IIT-D)	2020.1 – 2020.5 (2nd Semester)	
		2020.7 – 2020.12 (1st Semester)	
	ビルラ技術科学大学ピラニ校 (BITS-P)	2020.1 – 2020.5 (2nd Semester)	
		2020.7 – 2020.12 (1st Semester)	
	インド技術科学大学シブプール校 (IEST-S)	2020.1 – 2020.5 (Odd Semester)	
		2020.7 – 2020.12 (Even Semester)	

※派遣先大学等の概要・留学要件の詳細は、ホームページ等で確認してください。

3. 応募資格

以下のすべてに該当する者を対象とします。なお、海外渡航・在留経験及び過去に本学が実施した海外派遣留学プログラム(HUSA・AIMS-HU 等)への参加経験は問いません。

- 1) 応募時に本学に在籍している学部生又は大学院生（休学中の者は除く）で、留学終了時まで本学に在籍できる者
- 2) 本学における学業成績が優秀で、人物ともに優れている者
- 3) 留学の目的及び計画が明確で、海外の協定校等への留学を通じて、本学での学修と同等又は同等以上の教育効果が期待できる者（派遣先大学等での専攻分野は問わない）
- 4) 留学終了後、再び本学に戻り、学業を継続する者
- 5) 留学に必要な事前・事後研修、ILDP が開催する各種行事に参加できる者
- 6) 心身ともに健康で、規律ある行動を取ることができる者
- 7) インドへの入国に当たり、「留学」に必要な査証（ビザ）の取得が確実な者
- 8) 応募に当たり、保護者又は保証人の同意を得ることができ、派遣学生として選考された場合にプログラムへの参加を確約できる者

4. 派遣に係る費用負担について

- 1) 日本-インド間の国際航空券（エコノミークラス）については、本学が手配・購入の上、派遣学生に支給します。
- 2) 国内旅費（交通費・宿泊費等）、本学指定の海外旅行保険加入料（半年間で約6万円）、予防接種に係る費用、旅券（パスポート）取得費用及び査証（ビザ）申請費用については、派遣学生の個人負担とします。

<奨学金の支給について>

本プログラムによる派遣学生のうち、日本国籍を有する者又は日本への永住が許可されている者については、独立行政法人日本学生支援機構（以下 JASSO）が実施する海外派遣留学制度（協定派遣）の支給要件を満たす者には、月額 60,000 円を奨学金として支給します（派遣期間を 31 日ごとに区切り、奨学金月額の支給月数を決定します）。詳細については別途お知らせします。なお、奨学金を受給した場合、JASSO が課す事前・事後課題、留学成果報告及び調査・アンケートへの協力等が義務付けられます。

【海外留学支援制度（協定派遣）（JASSO のホームページ）】

https://www.jasso.go.jp/ryugaku/study_a/scholarship/haken/index.html

5. 応募書類

(1) 海外派遣学生申請書	所定の様式	応募書類(1)～(3)については、署名欄及び指導教員・チューターの所見欄以外を PC で作成してください（手書き不可）。
(2) 留学計画書・指導教員の所見	所定の様式	
(3) 留学志望理由書	所定の様式	
(4) 広島大学の学業成績証明書	大学発行のもの	応募時における在籍課程のもの。ただし、通年評価等により成績が出ない場合、前年度の在籍課程のもの。広島大学の学業成績証明書が提出できない場合、応募資格はありません。
(5) 英語能力を確認できる書類	スコアレポート又は合格証等の写し	TOEFL iBT, IELTS, TOEIC L&R, 実用英語検定技能試験等 ※ TOEIC L&R は、「My もみじ」に登録されている TOEIC スコアを確認できるページでも受け付けます。 ※ 各語学能力試験・検定等の結果の受領が書類提出締切に間に合わない場合、受験済みであることが分かる書類の写しをもって仮申込みをすることができます。

6. 応募書類提出先及び締切

応募書類提出先：国際室国際部国際交流グループ 留学交流担当（学生プラザ 2F）

書類提出締切：2019年5月31日（金）17:00（厳守）

※提出締切日までに応募書類一式を提出できない事情がある場合は、予め応募書類提出先に連絡の上、相談してください。

7. 選考方法

選考は、書類審査及び面接試験の二段階で実施します。

- 1) 応募書類（留学計画書、学業成績、語学能力）による書類審査を通過した学生に対し、面接試験を実施します。面接試験では、英語を使用します。
- 2) 書類審査と面接試験の結果に基づき、希望留学先及び期間を考慮の上、派遣候補者の選考及び派遣先大学等を決定します。
- 3) 選考終了後、本学から派遣先大学等へ派遣候補者の推薦を行います。派遣の可否については派遣先大学等が最終決定を行います。

8. 応募から派遣までのスケジュール（予定）

2019年5月31日	応募書類提出締切
6月中旬	書類審査結果通知、面接試験（英語による面接試験）
7月上旬	選考結果通知
8月～	協定校等への申請手続き開始 派遣学生向け初回オリエンテーション ・必要手続及びインド渡航に係るリスク管理についての説明等 ・渡航に向けた各種準備説明（ビザ取得手続き、予防接種等） ・学内手続き説明（留学願、緊急連絡先届等） 事前学習の実施（各自）

2019年12月	海外渡航リスク管理セミナー（必ず出席すること）
12月	渡航前オリエンテーション（事前学習の成果報告を含む）
2020年1月～	留学（各大学により期間は異なります）
帰国後	留学成果報告書等の提出，報告会等での発表等

9. 留学中の学生の身分について

派遣学生は、「留学願」及び「緊急連絡先届」を所属学部・研究科の学生支援担当に提出の上、必ず学長の許可を得なければなりません。この場合、派遣先大学等での修学は本学の教育課程の延長上にあるものとして考えられ、留学の期間は本学の在学期間に算入されます。そのため、本学に所定の授業料を納付しなければなりません（派遣先大学の授業料は不徴収です）。

10. 単位認定及びプログラム修了要件について

派遣先大学等で修得した単位等、留学中の学修成果については、本学の授業科目の履修により修得したものとみなし、単位認定の申請を行うことができます。ただし、必ずしもすべての単位等が認定されるわけではありませんので、単位認定を希望する場合は、事前に所属学部・研究科の学生支援担当にご確認ください。

また、留学終了後に作成・提出する課題レポート及び派遣先大学等での単位取得状況（成績評価を含む）に基づき、留学を通じて所定の学修成果を得たと認められた場合は、プログラム修了者として認定の上、修了証を授与します。

11. 海外留学に係る安全管理について

1) 留学中の安全意識向上のため、渡航前に本学が開催する「海外渡航リスク管理セミナー」や、プログラム参加学生を対象としたオリエンテーションには必ず出席してください。また、「外務省海外安全ホームページ」等を活用の上、渡航先の情報収集を渡航前だけでなく、渡航期間中も行ってください。

【外務省 海外安全ホームページ】

<https://www.anzen.mofa.go.jp/>

<https://www.anzen.mofa.go.jp/study/>

2) 旅券法に基づき、日本国籍を持つ者が3ヶ月以上日本国外に滞在する場合は、「在留届」を在外公館に提出することが義務付けられています。「在留届」は滞在先での危機発生時の安否確認等に利用されますので、渡航後速やかに手続きを行ってください。

【外務省渡航登録サービス（たびレジ、在留届電子届出システム ORRnet）】

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/index.html>

3) 渡航中の安否確認のため、本プログラムによる派遣される学生には、チューター又は指導教員、所属学部・研究科の学生支援担当及びプログラム実施運営関係者への定期的な連絡が義務付けられます。

4) 本プログラムにより派遣される学生は、本学指定の海外旅行保険（原則、自己負担。5か月間で5万円程度。）への加入が義務付けられます。また、派遣先大学等が別途指定する保険への加入を求められる場合があります。

5) 2019年4月現在、インド入国に当たり日本人に義務付けられている予防接種はありませんが、インドへの渡航に際してはA型肝炎、腸チフス、B型肝炎、破傷風、日本脳炎、狂犬病の予防接種が推奨されています（厚生労働省）。心配な方は、任意・自己負担にて予防接種を受けてください。

【インド赴任・旅行前に受けておきたい予防接種（在インド日本国大使館のページ）】

https://www.in.emb-japan.go.jp/Japanese/Medical_New/vaccines2.html

【世界の医療事情（インド）（外務省ホームページ）】

<https://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/medi/asia/india.html>

【厚生労働省検疫所 FORTH (For Travelers' Health)】

<https://www.forth.go.jp/destinations/country/india.html>

【海外旅行の健康管理・感染症対策（広島大学保健管理センターのページ）】

<http://home.hiroshima-u.ac.jp/health/gentei/kansenkaigai.html>

【その他、参考 URL（広島大学保健管理センターのページ）】

<http://home.hiroshima-u.ac.jp/health/kansencenter1409.html>

6) 自然災害や国際情勢等の事情により、派遣の中止や派遣期間の変更が生じることがあります。また、留学中であってもこれからの事情により帰国を命ずることがあります。いずれの場合も既に支払済みの費用や帰国等に係る費用等については、原則、派遣される学生の負担となります。なお、本学では、外務省海外安全ホームページの「海外危険情報」に基づき、学生の海外派遣の判断を行います。

7) 海外生物サンプルの取得や研究には、生物多様性条約と名古屋議定書に基づく ABS (Access and Benefit Sharing) 手続きが必要です。派遣先大学等において該当する教育研究活動を行う場合は、指導教員とも相談の上、必要手続きを行ってください。

【ABSについて（ABS 学術対策チームのページ）】

http://nig-chizai.sakura.ne.jp/abs_tft/

- 8) その他、海外留学に係る安全管理は、本学作成の「海外渡航リスク管理マニュアル（学生編）」、外務省発行の「海外安全 虎の巻」等に基づく対応が求められます。

【海外渡航リスク管理マニュアル（学生編）】

<https://momiji.hiroshima-u.ac.jp/momiji-top/learning/risk-kanri.html>

【海外安全 虎の巻（外務省発行）※pdf ファイルが開きます。】

<https://www.anzen.mofa.go.jp/pamph/pdf/toranomaki.pdf>

1 2. その他

- 1) 本プログラムによる派遣の可否については、最終決定は派遣先大学等の決定によるため、本学から派遣先大学等への推薦後、派遣不可となる可能性があります。また、推薦後に応募資格を満たさなくなった場合、推薦を取り消す場合があります。
- 2) 語学要件は専攻分野によって異なる場合があります。特に、大学院レベルの場合は、学部レベルより高い条件が別に定められています。大学院レベルでの留学を希望する場合、派遣先大学等のホームページ等で条件を確認した上で、応募してください。
- 3) 旅券の取得、査証申請等、渡航に係る必要手続きについては、各自の責任で計画的に行ってください。また、国際航空券の手配に係る本学担当者からの照会等に対しては、迅速に対応してください。旅券又は査証が取得できず、渡航ができなくなった場合、協定校等から受入許可が取り消される場合があります。この場合、本学は責任を負いません。
- 4) 留学終了後、再び本学に戻り学業を継続することについて問題がないかどうか、所属学部・研究科の卒業・修了要件を確認してください（卒業・修了要件単位を留学前に修得している場合、修業年限を超えて留学することができないことがあります）。
- 5) 派遣学生は、留学終了後1月以内に「留学成果報告書」を作成の上、国際室国際部国際交流グループへ提出することが義務付けられます。また、学内又は学外で開催される留学成果報告会等での発表、ILDLPの事業評価に関する調査・アンケートへの回答、協定校等からの留学生及び海外留学を希望する学生への支援並びに広報活動等に全面的に協力いただきます。

1 3. 問い合わせ先

・応募手続きについて

- 国際室国際部国際交流グループ 留学交流担当（学生プラザ2F）

メール kokusai-ryugaku@office.hiroshima-u.ac.jp 電話 082-424-6182

・派遣先大学等について

- ILDLP 事務室（国際協力研究科2F）

メール ildp-program@office.hiroshima-u.ac.jp 電話 082-424-6954

・卒業・修了要件及び単位認定申請について

- 所属する学部・研究科の学生支援担当

【国際リンケージ型学位プログラム（ILDLP）ホームページ】

<http://www.ildp.hiroshima-u.ac.jp/ja/>

<https://momiji.hiroshima-u.ac.jp/momiji-top/learning/ildp.html>